



廿日市地区

土砂災害ハザードマップ

ハザードマップに関するお問い合わせ

廿日市市 総務部 危機管理課
住所：廿日市市下平良一丁目 11-1
電話：0829-30-9102

■土砂災害ハザードマップとは？

このハザードマップは、大雨による土砂災害を想定し地区のみなさんと話し合いを重ねながら作成したものです。ハザードマップには、**災害危険箇所、指定緊急避難場所、避難時の注意箇所**などをまとめています。ご家庭などで指定緊急避難場所や避難ルートなどを確認し、早めの避難ができるよう備えておきましょう。

わが家の防災メモ

地図面で指定緊急避難場所や避難ルートなどを確認し、大切なことを書き込んでおきましょう！



話し合いの様子

まちあるきによる危険箇所確認の様子

家族で決めておくこと

●最寄りの指定緊急避難場所はどこですか？

指定緊急避難場所

●家族の集合場所はどこですか？

集合場所

●家族の連絡先などを書き込んでおきましょう！

氏名	続柄	血液型	生年月日	持病・アレルギー	緊急時の連絡先 (携帯電話・学校・勤め先など)

知っておきたい連絡先

●廿日市市の主な機関・施設

機関名	電話番号
廿日市市役所	0829-20-0001 (代表)
中央市民センター	0829-20-1266

そのほかにも重要な電話番号があれば書き込んでおきましょう！

●災害用伝言ダイヤル(171)

伝言を録音する
171▶**1**▶市外局番からの電話番号▶録音30秒

伝言を再生する
171▶**2**▶市外局番からの電話番号▶再生30秒

※伝言の録音・再生に必要な電話番号は、「被災地の方」は自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、「被災地以外の方」は連絡を取りたい被災地の方の電話番号をダイヤルしてください。

地域の連絡網

誰から 電話番号 さん から連絡があり、

誰へ 電話番号 さん へ連絡する。

声をかける人、注意が必要な人はいませんか？

すぐに持ち出せる所に保管して下さい。

災害に備えよう！

■避難に関する注意事項

避難行動とは

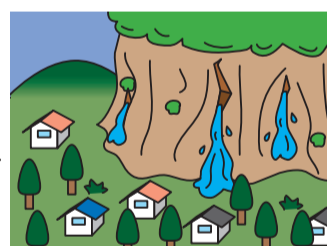
- 指定緊急避難場所への移動
切迫した災害の危険がせまっている場合は、避難ルートを参考に速やかに指定緊急避難場所へ避難してください。
※指定緊急避難場所が開設されていない場合は、廿日市市役所へ連絡してください。
- 安全な場所への移動
公園、親戚や友人の家などに移動してください。
- 近隣で鉄筋コンクリート等の強度が強く、高い建物への移動
- 建物内の安全な場所での待機
がけから離れた2階の部屋などで待機してください。

避難するポイント

- 早めの避難を心がけましょう！
天候が崩れてきたら、気象情報や防災情報をチェックして、早めに避難することが大切です。また、すぐに避難ができるように日頃から非常時持ち出し品を備えておきましょう。
- 降雨状況や周辺状況に注意！
天候は急変することもありますので、雨の降り方、道路の冠水などの状況をチェックして避難しましょう。周辺状況が急変した場合には、建物の安全な場所に待機することも大切です。
- 寝る場所にも注意！
就寝中に土砂災害が発生する場合があります。日頃から、がけから離れた2階の部屋に寝るなど土砂災害に備えましょう。

がけ崩れの前兆現象

- ・斜面の途中から水が噴き出す。
- ・小石がパラパラ落ちてくる。
- ・山鳴りや木が裂ける音がする。
- ・がけに亀裂が生じる。



土石流の前兆現象

- ・山鳴りがする。
- ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
- ・急に川の流れが濁り、流木などが混ざる。



日頃から身近においておく便利なもの



非常時持ち出し品を準備する

- 持ち出し品は自分で背負うことのできる重さにしましょう。
- 離ればなれになったときのために、荷物は各自のリュックに分割させておきましょう。

食料・飲料水 準備できたかチェック！ ミネラルウォーターや乾パン、缶詰など、火を通さなくても食べられるもの	衣料品 準備できたかチェック！ 下着、くつした、上着、タオルなど	ラジオ・懐中電灯等 準備できたかチェック！ 携帯ラジオ、懐中電灯、予備電池など
貴重品 準備できたかチェック！ 現金、預金通帳、免許証、健康保険証などの貴重品	医療品 準備できたかチェック！ 包帯、傷薬、胃腸薬、ばんそうこう、服用中の薬、お薬手帳など ※常備薬は必ず入れておく	その他 準備できたかチェック！ 眼鏡、補聴器、入れ歯、紙オムツ、母子手帳、哺乳瓶、携帯電話の充電器など

全部準備できたらチェック！

避難情報に注意しよう！

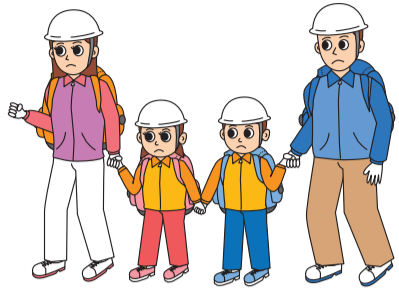
■避難情報の種類

廿日市市が避難が必要であると判断した場合、町丁目単位を目安として避難に関する情報を発令します。

警戒レベル3 高齢者等避難
災害リスクのある区域等から高齢者等(高齢者や障害のある人など要配慮者とその支援者)は避難してください。
※高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を異ならせたり危険を感じたら自主的に避難してください。

警戒レベル4 避難指示
災害リスクのある区域等から全員避難してください。

警戒レベル5 緊急安全確保
災害が発生している又は切迫している状況です。直ちに安全を確認してください。



※詳しくは、廿日市市のホームページに掲載している「避難情報等の発令・伝達マニュアル(概要版)」をご確認ください。

廿日市市 避難判断マニュアル 検索

必要となる行動

- 高齢者や障がい者の方など、避難に時間がかかる方とその支援者は、指定緊急避難場所等へ立ち退き避難する。
- その他の人は、立ち退き避難の準備を整えるとともに、気象情報等に注意を払う。
- 被害のおそれが高い区域の住民等は自主的な避難を開始する。

必要となる行動

- 指定緊急避難場所等へ立ち退き避難する。
- 指定緊急避難場所等への立ち退き避難が危険であると自ら判断する場合には、緊急的な待避場所への避難や屋内で安全を確保する。

必要となる行動

- 立ち退き避難をしていない場合は、直ちに立ち退き避難する。
- 指定緊急避難場所等への立ち退き避難が危険であると自ら判断する場合には、緊急的な待避場所への避難や屋内で安全を確保する。

■災害発生時の危険度

防災情報を収集しよう！

防災行政無線
避難情報、避難所開設情報、災害対策本部設置状況など、市内の防災情報や災害時における市役所の活動状況が放送されます。

放送内容が聞こえないときは…
防災行政無線テレホンサービス 防災行政無線の放送内容を電話で確認することができます。

通話料無料 携帯・PHS OK **0120-154-201**

テレビ
テレビ画面上に表示される気象・防災情報の「テロップ」や、デジタル対応テレビの「データ放送」から気象・防災情報を入手することができます。

データ放送(NHK広島放送局)
NHK広島放送局が発信するデータ放送では、以下の情報を確認することができます。

- 土砂災害危険度情報
- 避難情報
- 防災・生活情報
- 河川水位(御手洗川)
- 雨量

操作手順

- 1) リモコンの「dボタン」を押し、「防災・生活情報」を選択すると左下のような画面に切り替わります。
- 2) 画面の中から必要な情報を選択して確認してください。※右下は「土砂災害危険度情報」を選択した時の画面例です。

dボタンから必要な情報を入手！

ラジオ 76.1MHz (FMはつかいち)
停電時の情報収集に有効です。いざという時にすぐに使用できるよう、日頃から周波数や電池残量などに注意しておきましょう。

FMはつかいち緊急放送
「廿日市市」と「株式会社FMはつかいち」は災害時等における緊急放送協定を結んでおり、緊急情報は深夜や早朝の放送時間外でも放送されます。

非常時の情報収集手段を考えておきましょう！

停電時はテレビや電話が利用できません。加えて雨音が強い時には防災行政無線も聞き取れなくなります。非常時に防災情報を取得できる手段を日頃から考えておきましょう。

- 停電時に有効な手段
携帯ラジオ、携帯電話、スマートフォン車のラジオ、ポータブルテレビ…など

インターネット
広島県内の気象情報、観測情報、災害の発生予測など、さまざまな防災情報を確認することができます。

広島県防災Web 廿日市市の避難情報発令基準の1つである「土砂災害危険度情報」を確認することができます。

<https://www.bousai.pref.hiroshima.lg.jp/>

広島県防災 Web 検索 検索または右のQRコードを読み取ってください

メール
あらかじめ受信設定を行っている携帯電話・スマートフォンには、避難情報をはじめとする緊急情報が配信されます。

はつかいちし安全・安心メール配信サービス
登録された携帯電話やパソコンに災害情報などをメール配信するサービスです。緊急速報メールなどよりも詳細な情報が届きますので事前に登録しておいてください。

1) 登録用アドレスまたはQRコードを読み取り、空メール(件名・本文不要)を送信してください。

登録用アドレス bousai.hatsukaichi-city@raidan.ktaiwork.jp

QRコード QRコード読み取り機能搭載の携帯電話・スマートフォンの場合は、左のQRコードを読み取り、表示内容に従って件名を確認し、メールを送信してください。

2) 数分以内に、登録用URLが記載されたメールが届きますのでURLをクリックしてください。

3) 必要な情報(災害・緊急情報、気象情報)を選択して「次へ」を押します。

4) 入力内容を確認し「登録」を押します。数分以内に登録完了メールが届きます。

※一部の携帯電話では、返信された登録用URLから接続できない場合があります。その際にはお手数ですが危機管理課(0829-30-9102)までお電話ください。

はつかいちし安全・安心メール配信サービス 検索 ※登録・配信にかかる通信費用は利用者の負担となります。

廿日市市公式LINE
ID:@hatsukaichicity

ひろしま避難誘導アプリ 避難所へGo!
避難情報の発令時、自分のいる現在地から開設中の最寄りの避難所へのルート案内を行います。

防災情報を集める手段は様々なものがあります。使いやすく、自分に合った手段を用いて早めに情報を取得し身の安全の確保につなげてください。



廿日市地区

土砂災害ハザードマップ

※このハザードマップは大雨による土砂災害を想定しています。

緊急時の連絡先

廿日市市役所 0829-20-0001 (代表)

中央市民センター 0829-20-1266

ハザードマップに関するお問い合わせ

廿日市市 総務部 危機管理課
住所：廿日市市下平良一丁目11-1
電話：0829-30-9102

災害用伝言ダイヤル

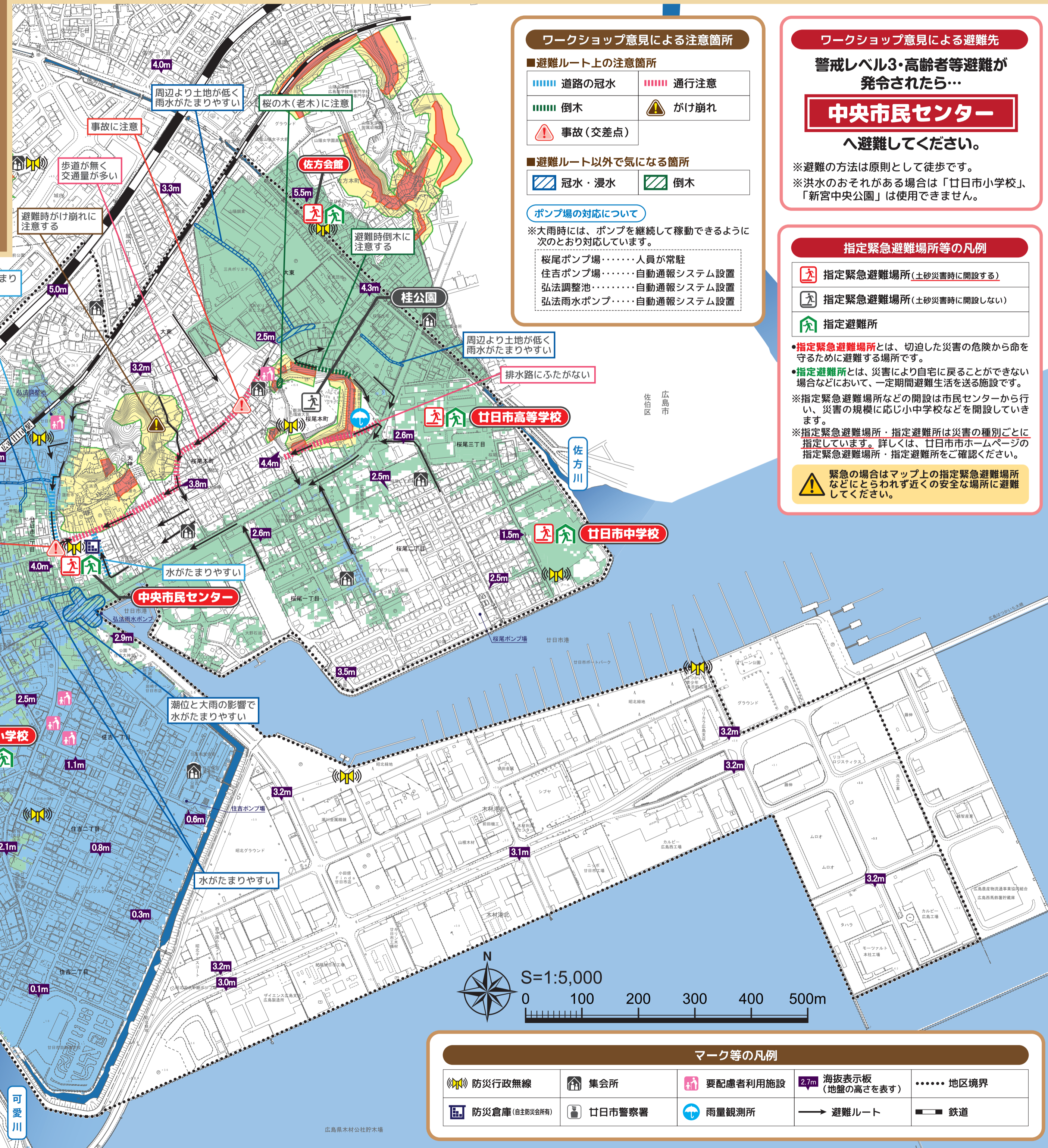
伝言を録音する
伝言を再生する

171
局番なしで「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって「1」を選択
「1」を選択

市外局番からの電話番号

録音 30秒
再生 30秒

「被災地の方」は自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、「被災地以外の方」は連絡を取りたい被災地の方の電話番号をダイヤル



土砂災害（がけ崩れ）の凡例

■区域指定の基準

急傾斜地の高さ(h)
急傾斜地の下端
急傾斜地の上端
傾斜度 30度以上
10m以内
特別警戒区域
警戒区域

●土砂災害特別警戒区域
建物や壊れ、人命に大きな被害が生ずるおそれがある区域

●土砂災害警戒区域
土砂災害のおそれがある区域

災害危険箇所は、避難を中心とした防災対策を進めるためのものであり、災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。区域内外に関わらず、早めの避難を心がけてください。

河川はん濫による浸水想定区域の凡例

可愛川、佐方川の浸水想定区域は、30年～50年に1回程度起こると想定される大雨が降った場合に、「堤防を超えて水が溢れる、堤防が決壊する」という予測に基づいた浸水状況をまとめたものです。

■浸水深の凡例と状況

5.0m以上：3階以上が浸水（早期の立退き避難が必要な区域）

3.0m～5.0m未満：2階が浸水

0.5m～3.0m未満：1階が浸水

0.5m未満：床下浸水（膝丈程度）

■浸水深の影響

- 性別・年齢などにより影響は異なりますが、浸水深が膝丈程度になると歩くことが困難になります。
- 浸水深が30cm程度になると水圧でドアが開きにくくなります。

土砂災害危険度／警戒レベル

警戒レベル	土砂災害の危険度	状況	備考
警戒レベル5相当	特別警戒超過： 実況で特別警戒基準超過	現在の降雨指標が、特別警戒（土砂災害）基準を超過した状態です。「命に危険が及ぶ土砂災害切迫」「土砂災害がすでに発生している可能性が高い」状態です。	レベル5土砂災害特別警戒発表の目安
警戒レベル4相当	2h以内に超過： 2時間後までに基準値超過	降雨指標が、今後2時間以内に土砂災害発生危険基準を超過すると予測される状態で、「避難開始の目安」となります。	レベル4土砂災害危険警戒発表の目安
警戒レベル3相当	3h先に超過： 3時間先までに警戒基準超過	3時間先予測の降雨指標が、「レベル3土砂災害警戒」の発表基準を超過した状態で、「避難に時間のかかる人は避難開始、それ以外の人は避難準備をする目安」となります。	レベル3土砂災害警戒発表の目安
警戒レベル2相当	6h先に超過： 6時間先までに注意報基準超過	6時間先の降雨指標が「レベル2土砂災害注意報」の発表基準を超過した状態です。	レベル2土砂災害注意報発表の目安

ワークショップ意見による注意箇所

■避難ルート上の注意箇所

- 道路の冠水
- 倒木
- 事故（交差点）
- 通行注意
- がけ崩れ

■避難ルート以外で気になる箇所

- 冠水・浸水
- 倒木

ポンプ場の対応について

※大雨時には、ポンプを継続して稼働できるように次のとおり対応しています。

- 桜尾ポンプ場……人員が常駐
- 住吉ポンプ場……自動通報システム設置
- 弘法調整池……自動通報システム設置
- 弘法雨水ポンプ……自動通報システム設置

ワークショップ意見による避難先

警戒レベル3・高齢者等避難が発令されたら…

中央市民センター

へ避難してください。

※避難の方法は原則として徒歩です。
※洪水のおそれがある場合は「廿日市小学校」「新宮中央公園」は使用できません。

指定緊急避難場所等の凡例

指定緊急避難場所（土砂災害時に開設する）

指定緊急避難場所（土砂災害時に開設しない）

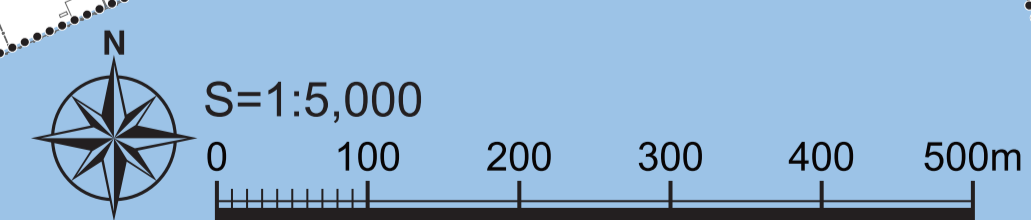
指定避難所

- 指定緊急避難場所とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所です。
- 指定避難所とは、災害により自宅に戻ることができない場合などにおいて、一定期間避難生活を送る施設です。

※指定緊急避難場所などの開設は市民センターから行い、災害の規模に応じ小中学校などを開設していきます。

※指定緊急避難場所・指定避難所は災害の種類ごとに指定しています。詳しくは、廿日市市ホームページの指定緊急避難場所・指定避難所をご確認ください。

緊急の場合はマップ上の指定緊急避難場所などと合わせて近くの安全な場所に避難してください。



マーク等の凡例

防災行政無線	集会所	要配慮者利用施設	2.7m 海拔表示板（地盤の高さを表す）	地区境界
防災倉庫（自主防災会所有）	廿日市警察署	雨量観測所	避難ルート	鉄道